

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【公開番号】特開2002-236413(P2002-236413A)
 【公開日】平成14年8月23日(2002.8.23)
 【出願番号】特願2001-32527(P2001-32527)
 【国際特許分類】

G 0 3 G 15/08 (2006.01)

B 6 5 D 83/06 (2006.01)

【F I】

G 0 3 G 15/08 1 1 2

B 6 5 D 83/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 開口部と、前記開口部周囲に形成されたフランジ部と、前記フランジ部に接合され前記開口部を封止するシール部材と、を有する剤封入容器において、前記シール部材を接合する際に前記剤封入容器が変形するのを防止する容器変形防止手段を具備することを特徴とする剤封入容器。

【請求項2】 前記容器変形防止手段は、前記開口部からみて前記フランジ部のシール接合部の外側に、前記フランジ部の長手全域もしくは一部に突出するリブであって超音波溶着に用いるホーン又は熱溶着受け治具によって拘束されるリブを具備することを特徴とする請求項1に記載の剤封入容器。

【請求項3】 前記容器変形防止手段は、前記フランジ部のシール接合部がある面とは反対側の面に、前記フランジ部の長手全域もしくは一部に突出するリブであって熱溶着受け治具によって拘束されるリブを具備することを特徴とする請求項1に記載の剤封入容器。

【請求項4】 少なくとも現像部と剤封入部を具備する現像装置において、前記剤封入部は、前記現像部に現像剤を供給する開口部と、前記開口部周囲に形成されたフランジ部と、前記フランジ部に接合され前記開口部を封止するシール部材と、前記シール部材を接合する際に前記剤封入容器が変形するのを防止する容器変形防止手段と、を具備することを特徴とする現像装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本出願に係る第1の発明は、開口部と、前記開口部周囲に形成されたフランジ部と、前記フランジ部に接合され前記開口部を封止するシール部材と、を有する剤封入容器において、前記シール部材を接合する際に前記剤封入容器が変形するのを防止する容器変形防止手段を具備することを特徴とする剤封入容器である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本出願に係る第2の発明は、前記容器変形防止手段は、前記開口部からみて前記フランジ部のシール接合部の外側に、前記フランジ部の長手全域もしくは一部に突出するリブであって超音波溶着に用いるホーン又は熱溶着受け治具によって拘束されるリブを具備することを特徴とする第1の発明に記載の剤封入容器である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本出願に係る第3の発明は、前記容器変形防止手段は、前記フランジ部のシール接合部がある面とは反対側の面に、前記フランジ部の長手全域もしくは一部に突出するリブであって熱溶着受け治具によって拘束されるリブを具備することを特徴とする第1の発明に記載の剤封入容器である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本出願に係る第4の発明は、少なくとも現像部と剤封入部を具備する現像装置において、前記剤封入部は、前記現像部に現像剤を供給する開口部と、前記開口部周囲に形成されたフランジ部と、前記フランジ部に接合され前記開口部を封止するシール部材と、前記シール部材を接合する際に前記剤封入容器が変形するのを防止する容器変形防止手段と、を具備することを特徴とする現像装置である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

【発明の効果】

以上説明してきたように、本発明によれば、剤封入容器に容器変形防止手段を設けることにより、シール部材を接合する際に、剤封入容器の変形を防止し、接合性能を向上させることができる。